

高断熱・高気密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム事件（審決取消請求事件）	
事件の表示	平成 21 年（行ケ）第 10175 号 判決言渡：平成 20 年 5 月 30 日 担当部：知財高裁 第 3 部
判決	原告の請求を認容する。
参照条文	特 17 条の 2 第 3 項
キーワード	新規事項追加

## 1. 事案の概要

原告の特許（特許第 3 5 5 2 2 1 7 号）について、審査段階で行った補正が特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしていないとの理由で無効審決がなされたのに対して、この審決の判断に誤りがあるとして、原告が本訴を提起した。

## 2. 本願の請求項 1

【請求項 1】熱損失係数が  $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m} \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$  の高断熱・高気密住宅における布基礎部を、断熱材によって外気温の影響を遮断し十分な気密を確保した上で、該布基礎部内の地表面上に防湿シート、断熱材、蓄熱層であるコンクリート層を積層し、蓄熱層には深夜電力を通电して該蓄熱層に蓄熱する発熱体が埋設された暖房装置を形成し、蓄熱層からの放熱によって住宅内を暖める蓄熱式床下暖房システムにおいて、布基礎部と土台とを気密パッキンを介して固定してより気密を高め、ステンレスパイプに鉄クロム線を入れ、ステンレスパイプと鉄クロム線の間を酸化マグネシウムで充填し、ステンレスパイプの外側をポリプロピレンチューブで被覆してなるヒータ部を、銅線を耐熱ビニールで被覆してなるリード線で複数本並列若しくは直列に接続してユニット化されたコンクリート埋設用シーズヒータユニットが、配筋時に配筋される金属棒上に戴架固定後、1 回のコンクリート打設によりコンクリート層内に埋設され、該シーズヒータはユニット又は複数のユニットからなるブロックごとに温度センサーの検知により制御され、さらに床面の所定位置には室内と床下空間とを貫通する通気孔である開閉可能なスリットを形成し、蓄熱された熱の放射により床面を加温するとともに、加温された床面からの二次的輻射熱と、床下空間の加温された空気がスリットを介して室内へ自然対流する構成とすることで、居住空間を 24 時間低温暖房可能で暖房を行うことを特徴とする蓄熱式床下暖房システム。」

※上記下線箇所が、特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしているかどうか問題になった記載。

### 3. 知財高裁の判断

(1) 当裁判所は、「高断熱・高気密住宅」との構成を「熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m} \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ の高断熱・高気密住宅」との構成とした本件補正は、特許法17条の2第3項の規定に反するものではないと判断する。

(2) その理由は、以下のとおりである。

①特許法17条の2第3項は、補正について、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「出願当初明細書等」という場合がある。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない旨を定める。同規定は、出願当初から発明の開示を十分ならしめるようにさせ、迅速な権利付与を担保し、発明の開示が不十分にしかされていない出願と出願当初から発明の開示が十分にされている出願との間の取扱いの公平性を確保するとともに、出願時に開示された発明の範囲を前提として行動した第三者が不測の不利益を被ることのないようにするなどの趣旨から設けられたものである。

そして、発明とは、自然法則を利用した技術的思想であり、課題を解決するための技術的事項の組合せによって成り立つものであることからすれば、同条3項所定の出願当初明細書等に「記載した事項」とは、出願当初明細書等によって開示された発明に関する技術的事項であることが前提になる。したがって、当該補正が、明細書、特許請求の範囲又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入したものと解されない場合であれば、当該補正は、明細書、特許請求の範囲の記載又は図面に記載した事項の範囲内においてされたものというべきであって、同条3項に違反しないと解すべきである。

ところで、特許法36条5項は、特許請求の範囲には、「・・・特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない」と規定する。同規定は、特許請求の範囲には、「・・・特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載」すべきとされていた同項2号の規定を改正したものである（平成6年法律第116号）。従来、特許請求の範囲には、発明の構成に不可欠な事項以外の記載はおよそ許されなかったのに対して、同改正によって、発明を特定するのに必要な事項を補足したり、説明したりする事項を記載することも許容されることとされた。そこで、これに応じて、特許請求の範囲に係る補正においても、発明の構成に不可欠な技術的事項を付加する補正のみならず、それを補足したり、説明したりする文言を付加するだけの補正も想定されることになる。

したがって、補正が、特許法17条の2第3項所定の出願当初明細書等に記載した「事項の範囲内」であるか否かを判断するに際しても、補正により特許請求の範囲に付加された文言と出願当初明細書等の記載とを形式的に対比するのではなく、補正により付加された事項が、発明の課題解決に寄与する技術的な意義を有する事項に該当するか否かを吟味して、新たな技術的事項を導入したものと解されない場合であるかを判断すべきことにな

る。

## ②本件発明の特徴

本件発明は、蓄熱式床下暖房システムである。従来、床材直下にコンクリート等の蓄熱層を形成し、該蓄熱体に埋設等された温水循環用の配管や電熱線の発熱により蓄熱層に蓄熱され、その熱の放射により暖房を行っていたが、このようなシステムでは、施工に手間がかかる、床面に温度むらができるなどの問題があり、また、床下空間を利用して暖房装置と床面の間に密閉された空間を設けたものでは、空間の距離調整が難しく、空間内に熱がこもり床面のみが高温となるという問題があった。本件発明は、この問題を解決するために、高断熱・高気密住宅において、熱源をユニット化されたシーズヒータとすることで施工を容易にするとともにヒータの寿命が長く、施工後のメンテナンスが容易にし、また床下空間を利用して蓄熱層と床面の間に空間を設け、床面に床下空間と室内とを貫通する通気口を形成して床面による輻射熱による暖房と、床下空間で蓄熱層により暖められた空気が通気孔を介して家屋全体を対流する対流暖房の2方式の暖房方法を利用した深夜電力利用のシステムとするものである点に、その技術的な特徴がある。

## ③「高断熱・高気密住宅」及び「熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m} \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ の高断熱・高気密住宅」の本件発明における意義について

(ア) 本件当初出願に係る特許請求の範囲（請求項1）においては、「高断熱・高気密住宅において」と記載されていた。同構成は、本件発明の解決課題及び解決秩序と関係する技術的事項とはいいい難く、むしろ、本件発明における課題解決の対象を漠然と提示したものと理解するのが合理的である。そして、本件補正によって、「高断熱・高気密住宅」については「熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m} \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ 」との事項が付加され、「熱損失係数が $1.20 \sim 2.5 \text{ kcal/m} \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ の高断熱・高気密住宅」との構成とされた。

ところで、「熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m} \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ の高断熱・高気密住宅」との構成について、本件発明全体における意義を検討すると、形式的には、数値を含む事項によって限定されてはいるものの、熱損失係数の計算精度は高いものとはいえないと指摘されていること等に照らすならば、同構成は、補正前と同様に、本件発明の解決課題及び解決秩序に關係する技術的事項を含むとはいいがたく、むしろ、本件発明における課題解決の対象を漠然と提示したものと理解するのが合理的である。

本件補正の適否についてみると、仮に本件補正を許したとしても、先に述べた特許法17条の2第3項の趣旨、すなわち、①出願当初から発明の開示を十分ならしめ、発明の開示が不十分にしかされていない出願と出願当初から発明の開示が十分にされている出願との間の取扱いの公平性の確保、②出願時に開示された発明の範囲を前提として行動した第三者が被る不測の不利益の防止、という趣旨に反するということはできない。

そうすると、本件補正は、本件発明の解決課題及び解決手段に寄与する技術的事項には

当たらない事項について、その範囲を明らかにするために補足した程度にすぎない場合とすべきであるから、結局のところ、明細書、特許請求の範囲又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入していない場合とみるべきであり、本件補正は不適法とはいえない。

仮に、本件補正によって付加された事項が技術的内容を含んでいると解したとしても、本件出願当初明細書には「熱損失係数が $1.0 \sim 2.5 \text{ kcal/m} \cdot \text{h} \cdot \text{°C}$ 」における数値が明示されているわけではないが、本件発明の課題解決の対象である「高断熱・高气密住宅」をある程度明りょうにしたにすぎないという意味を超えて、当該数値に本件発明の解決課題及び解決手段との関係で格別な意味を見いだせない本件においては、その付加された事項の内容は、本件出願当初明細書において既に開示されていると同視して差し支えないといえる。したがって、本件補正は、明細書、特許請求の範囲又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入した場合であるとはいえない。

以上